

訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業）の運営規定

（目的）

第1条 医療法人社団 俊葉会が設置運営する指定訪問介護事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護職員初任者研修課程修了者（以下「訪問介護員」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 訪問介護（訪問型サービス）の提供にあたっては、事業所の従業員は居宅介護サービス計画及び介護予防ケアマネジメントに基づき、居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるように配慮しながら、自立した生活を営むことができるよう、日常生活全般の介護（入浴・排泄・食事等）により利用者の心身の機能の維持を支援することをめざすものとする。

- (2) 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、担当介護支援専門員等、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの親密な連携に努めるものとする。
- (3) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (4) 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所在地及び名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 ヘルパーステーションなごみの郷（介護保険事業者番号 2874900588号）

所在地 〒669-5242 兵庫県朝来市和田山町林垣 80-2 TEL 079-666-8898 FAX 079-675-3771

第4条 事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名 常勤

管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

② サービス提供責任者 1名 常勤

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・個別計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携にすること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

③ 訪問介護員 常勤 1 名 非常勤 1 名

訪問介護員は、介護サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を把握し、利用者に対し、適切な支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- ② 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 17 時 00 分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第 6 条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする

朝来市、養父市とする。

(訪問介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕の内容及び利用料等)

第 7 条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助

2 介護予防・日常生活支援総合事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、朝来市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ① 訪問型サービス費（Ⅰ）… 1 週に 1 回程度
- ② 訪問型サービス費（Ⅱ）… 1 週に 2 回程度
- ③ 訪問型サービス費（Ⅲ）… 1 週に 2 回を超えた場合

3 第 9 条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 事業所の実施地域を越える地点から、1 kmにつき 1 0 0 円

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

5 利用料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

6 告示上の基準額が改正された場合は、新しい利用料を書面により説明する。

7 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込又は振替により、指定期日までに受ける。

(サービスの提供記録の記載)

第 8 条 介護サービスを提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録を所定の書面に記載する

(秘密保持)

第 9 条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を厳守する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第10条 提供した通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備、その他必要措置を講じるものとする。

苦情相談解決責任者 施設長 渡邊 拓郎

(損害賠償)

第11条 利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第13条 介護サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他の緊急事態が発生したときは速やかに、協力医療機関である馬庭内科医院に連絡を取るとともに、個々の利用者の主治医に連絡し、適切な措置を講じる。

名称 馬庭内科医院

所在地 〒669-5242 兵庫県朝来市和田山町宮田 216 TEL 079-673-2811 FAX 079-675-2187

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第17条 事業所は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第14条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以上

② スキルアップ研修 随時

③ 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金徴収簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

④ 事業所は、適切な指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この運営規定は平成24年10月1日から施行する。

平成25年11月01日 改定（改定）

平成29年03月01日 改定（第7条改定）

平成30年04月01日 改定（介護予防・日常生活支援総合事業追加）

令和1年10月01日 改定（第3条 施設名称、住所変更 第5条 営業時間の変更）

令和6年3月11日 改定（虐待防止に関する事項、業務継続計画策定 追加）